

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

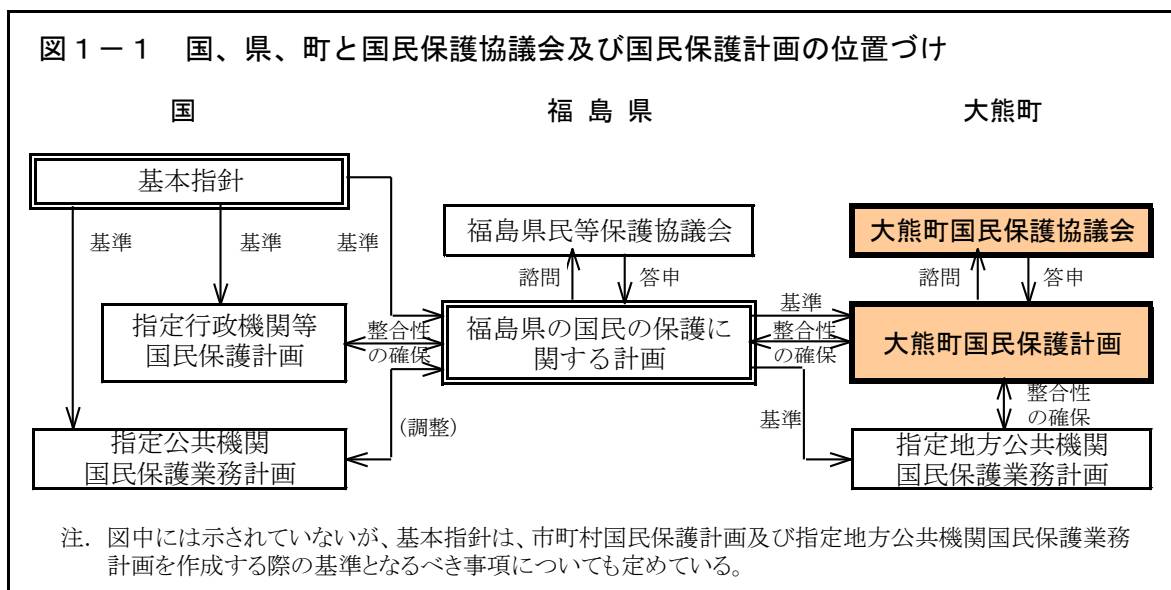
### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

#### (1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。（図1-1）



#### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ア 町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- イ 町が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ アからオのほか、町の区域に係る国民の保護のための措置に関し町長が必要と認める事項

## 2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

### 《本 編》

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

### 《資料編》

## 3 町国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 町国民保護計画の見直し

- ア 町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ見直しを行う。
- イ 町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針等

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 国民保護措置に関する基本方針

#### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 住民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

なお、町は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に援護を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村、町の区域を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

#### (5) 住民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア等により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

#### (6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

#### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

#### (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、自らが実施する国民保護措置のほか、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び指定

地方公共機関等が実施する町の区域に係る国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

## 2 国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項

### (1) 外国人に対する国民保護措置の適用等

外国人に対しては、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、町は、町の区域内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置の実施に当たっては、1の基本方針を適用する。

### (2) 町地域防災計画に基づく対応

武力攻撃事態等への対応については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、武力攻撃事態等の確認に時間を要する場合、初動対応等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、大熊町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）その他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

### (3) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携等の確保

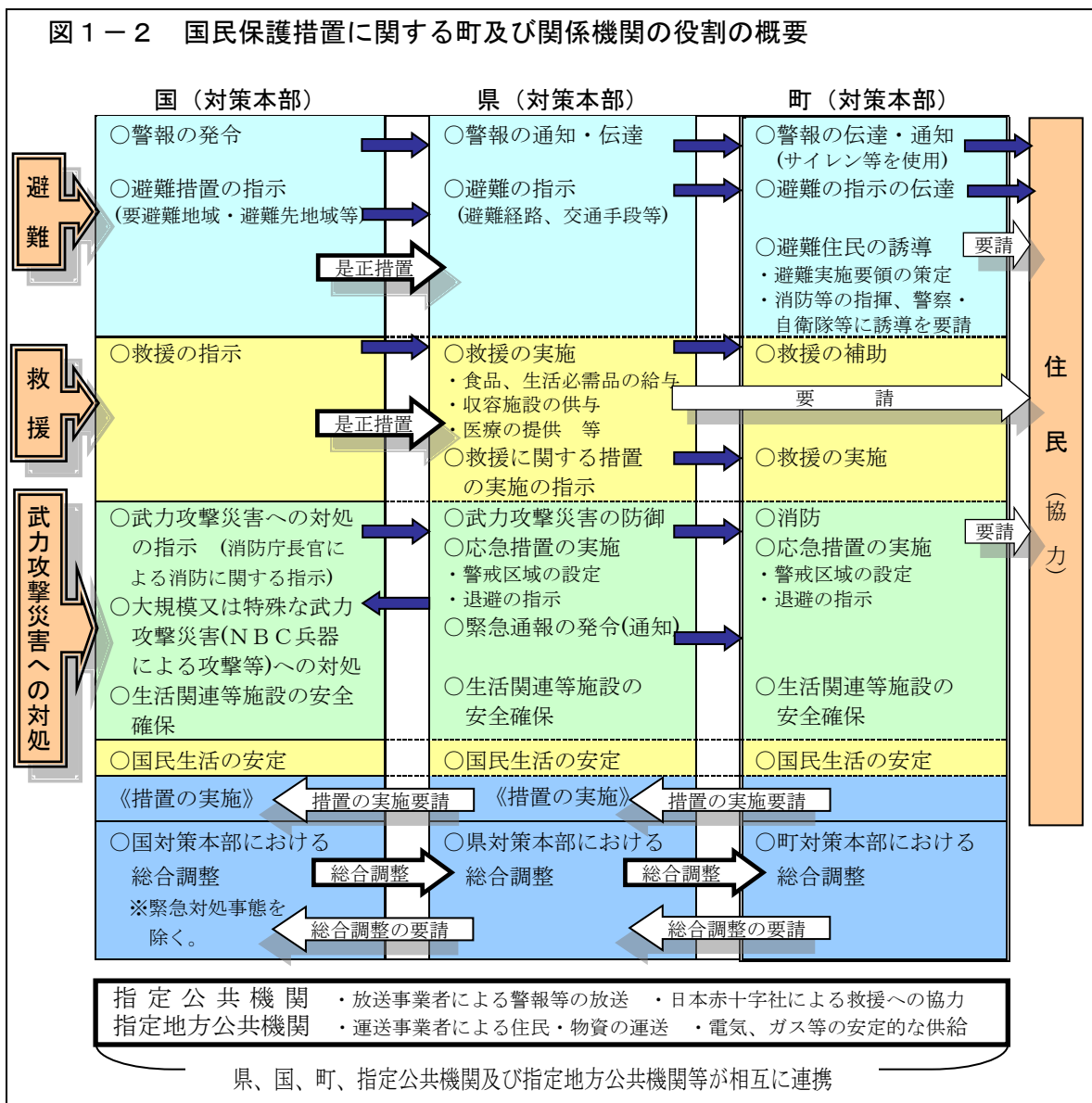
町は、町の区域の消防を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部との初動体制、情報連絡体制及び国民保護措置の実施に当たっての役割分担等について、この計画に定めることなどにより双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携の確保に努める。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 1 町及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である町、国（指定地方行政機関を含む。）、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）が行う国民保護措置に関する役割の概要は図1-2のとおりである。



※NBC：「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

## 2 町の事務又は業務の大綱

- (1) 町国民保護計画の作成
- (2) 町国民保護協議会の設置、運営
- (3) 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 3 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の事務又は業務の大綱

- (1) 町国民保護計画の作成への協力
- (2) 町国民保護協議会委員への就任及び当該協議会への参加
- (3) 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への参加
- (4) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部国民保護対策本部等の組織の整備、町等の実施する訓練への協力及び参加
- (5) 町の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 被災者の捜索及び救出、死体の捜索等、安否情報の収集その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 消防、退避の指示の伝達、町長の行う警戒区域の設定への協力、廃棄物の処理、放射性物質等による汚染の拡大の防止、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 4 関係機関の連絡先

- (1) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び富岡消防署  
町国民保護計画 資料編（以下「資料編」という。）のとおり。
- (2) 指定地方行政機関（自衛隊を含む。）  
資料編のとおり。
- (3) 県関係機関（県警察を含む。）  
資料編のとおり。
- (4) 関係市町村機関（消防機関含む）  
資料編のとおり。
- (5) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関  
資料編のとおり。

## 第4章 町の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために必要となる町域の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり記載する。

### 1 地理的条件

#### (1) 位置及び面積

本町は、いわき市より北に49km、宮城県仙台市より南に103kmの地点にあり、福島県浜通りの中央部に位置する。

表1-1 大熊町の位置

経緯度	
北緯	37度22分19秒～37度25分50秒
東経	140度51分29秒～141度2分30秒

東は太平洋に面し、西は阿武隈山系の分水嶺をもって田村市と接し、南は富岡町、川内村に、北は浪江町、双葉町に隣接している。

#### (2) 地勢

本町は、西高東低の地形にあり、高低差は、海拔676mより3mと起伏に富み、東西15.4km、南北6.7km、総面積78.71km<sup>2</sup>で、その64%は山林であり、そのうち約47%は国有林である。

阿武隈山系の山稜から町内の南部、中部、北部に3条の支脈が丘陵をなして太平洋に尽き、その間を熊川、小入野川、夫沢川の3小河川が東流して流域に耕地をつくっている。

太平洋岸は、熊川浜、夫沢浜以外は絶壁をなし、港と称すべきものは東京電力株式会社福島第一原子力発電所専用港があり、冷却水取水を主目的として夫沢地内に造られたが、東日本大震災以降専用港からの冷却水の取水は行っておらず、重量物荷揚のため3,500DWT級の船舶が出入りできる。

#### (3) 河川及び湖沼

##### ア 河川

本町を東西に流れる河川のうち最も大なるものは二級熊川にして、その源は川内村境に発し、阿武隈山系を横断し、西方部より西南部を経て太平洋に注ぎ、延長25km、最大川幅は80mの河川であり県管理河川である。

なお、北部には鈴内ため池を起点とする延長6kmの二級河川夫沢川及び二枚橋ため池より流れる延長4kmの二級河川小入野川とがある。また、日隠山南部に源を発し、坂下ダムを経由して二級熊川と合流する二級河川大川原川がある。

##### イ 湖水及びダム

本町には水田灌漑用のため池大小117が主として西北部に点在しており、その主なものは阿武隈山系にある小塚ため池であって、水面面積8ha、貯水量57万tである。西部郡境にある万右エ門ため池は水面面積4ha、貯水量25万tである。

また、西南部にある坂下ダムは満水面積21ha、貯水量284万tである。

#### (4) 気象

気候は、東日本型海洋性で比較的温暖で、年平均気温13.1℃で、7月～8月が最も気温が高く平均気温は24℃程度となり、1月～2月は最も気温が低く平均気温は2℃程度となっている。年間降水量は1,600mm前後で、7月～10月の降雨量が最も多く、梅雨前線、秋雨前線

と台風の影響により4か月間で700mm程度となる。一方、冬期は日本海の湿った空気が奥羽山脈や阿武隈山系に遮られるため、雨量は少ない。また、冬期は乾燥した空気が吹き、日最大風速の月平均値が8m/sを超えることもあり、風向きは、西風、北西風が多い。

## 2 社会的条件

### (1) 福島第一原子力発電所事故による全町避難

本町は、平成23年3月11日の東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故により、発電所の半径20km圏内に「警戒区域」が設定されたため、町役場の主要機能は約100km西に位置する会津若松市に移転を余儀なくされ、町民も、会津若松市やいわき市をはじめ、全国各地に避難をしている。

平成24年12月10日に、「警戒区域」が「帰還困難区域」・「居住制限区域」・「避難指示解除準備区域」に再編され、町民の約95%が居住していた地域が「帰還困難区域」となったため、町としても「5年間は帰町しない」判断を行ったところである。

### (2) 人口

#### ア 総人口及び人口分布

本町の人口は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う全町避難により、平成27年10月の国勢調査では総人口0人となっているが、平成30年11月1日現在の住民基本台帳の登録人口は10,402人となっている。

東日本大震災時の平成23年3月現在の人口11,580人に比べ約10.2%減少している。

住民は全国各地へ避難しており県内に避難している者が多く、特にいわき地区への避難者が最も多い。

現在、避難指示解除準備区域である中屋敷地区、居住制限区域である大川原地区では、平成31年中の避難指示区域の一部解除に向けて準備宿泊を行っている。

#### イ 高齢者等特に配慮を要する者の人口

本町における平成30年11月1日現在の高齢化（65歳以上）率は、東日本大震災時の約25.6%と平成23年3月現在の約18.8%よりも上昇している。

また、東日本大震災以前は外国人の人数が増加傾向にあり75人居住していたが、現在の外国人の住民基本台帳登録人数は42人と減少傾向にある。

### (3) 土地利用

本町の東日本大震災前の土地利用は、町域東部の平野部を中心に、宅地、田畑、福島第一原子力発電所施設用地をはじめとする工業・業務用地に利用され、JR常磐線大野駅周辺に住宅が集積し、役場をはじめとする公共施設も立地していた。また、町域の西部は山林となっている。

平成30年2月現在、避難指示区域解除による町域の復興をめざし、平野部の南部に位置する大川原地区の約29haが復興拠点に指定され、公共施設等の整備などが着手されるとともに、大野駅周辺地区、下野上地区の約860haが特定復興再生拠点区域に指定され、早期避難指示区域解除にむけて、除染等が進められている。なお、特定復興再生拠点区域には、熊町地区の国道6号沿道の一部を含んでいる。

また、国道6号より東側の約1,100haは放射性廃棄物中間貯蔵施設用地として、関連施設



の整備が進められている。西部の山林地帯である中屋敷地区は、避難指示解除準備区域となっている。

図 1-3 特定復興再生拠点区域図



#### (4) 交通

##### ア 道路

本町の主要幹線道路として町東部を国道6号、西部を常磐自動車道が南北に縦断し、町北西部を通る国道288号、そして、主要地方道いわき浪江線が南北に通過している。

平成30年2月現在、常磐自動車道、国道6号は全線供用開始されており、国道288号、主要地方道いわき浪江線は一部区間で供用開始されている。

町内の道路網は、国道6号と主要地方道いわき浪江線に入城ゲートが設けられ、福島第一原子力発電所や放射性廃棄物中間貯蔵施設の関連車両や、一時帰宅する住民の車両を除き、町域に立ち入ることが制限されている。一般車両は、主要地方道いわき浪江線と国道288号により、富岡町方面から本町大川原地区を経由し、田村市方面に通過できる。

福島県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）では、国道6号、国道288号及び県道小良ヶ浜野上線を緊急輸送路に指定している。

##### イ 鉄道

本町には、東京都から仙台を結ぶ東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）常磐線が、国道6号とほぼ平行する形で通過して町内には、大野駅が設置されているが、本町を含む富岡・浪江間20.8kmが依然不通である。

JR東日本では、平成32年（2020年）3月末までの開通を目指している。

なお、大野駅の平成22年の利用者数は1日平均616人であった。

(5) 自衛隊施設等

本町は、陸上自衛隊は東北方面隊、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となる。県内の自衛隊施設は、表1-2のとおりである。

表1-2 県内の自衛隊施設

区分	駐屯地・分屯基地名	部隊名	所在市町村名
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市
	郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6特科連隊 ・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	郡山市
航空自衛隊	大滝根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	双葉郡川内村ほか

(6) 電力供給施設

町内に位置する原子力発電所は表1-3のとおりである。

表1-3 町内の発電所の設置状況

区分	施設名	所在地	認可最大出力(万kw)	事業者名
原子力発電所	福島第一原子力発電所1号機	大字夫沢字北原22	46.0	東京電力ホールディングス(株)
	” 2号機	”	78.4	
	” 3号機	”	78.4	
	” 4号機	”	78.4	
合計	4基		281.2	

3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項

(1) 発電所立地地域における住民避難

本町及び隣接する町においては、原子力発電所が立地しており、これらの発電所に対し武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃（以下「武力攻撃等」という。）が行われた場合、大規模かつ広域的な住民避難も想定されることから、平素からの発電所の安全確保や武力攻撃災害が発生した場合の対処に関して配慮する必要がある。

また、武力攻撃事態及び緊急対処事態に至った場合には、影響を及ぼす範囲も広範にわたることが考えられるため、国、県、消防機関、近隣市町村など、関係機関との連携の在り方は本町の重要な課題といえる。このため、平素から関係機関との連携の協力、指導を得ながら、国民保護に必要な研修や訓練を実施するとともに、非常時における情報収集体制を確立しておくことが重要である。

(2) 高齢者等の避難の支援

ア 本町の高齢化率は年々上昇しており、また、高齢者のひとり暮らしの高齢者世帯の比率も高くなってきていることから、高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。

イ 外国人居住者や町に訪れる観光客等に対して、警報や避難に関する情報の伝達や避難誘導のあり方などについて留意が必要である。

(3) 地勢、気象条件による避難経路の制限

本町において、町の西方面に住民避難を実施する場合、阿武隈山系の中山間地域を移動することになり、東は太平洋に面しているため、避難経路が制限されるおそれがある。

## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態等の類型

#### (1) 武力攻撃事態等の類型

基本指針及び県計画には、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、町国民保護計画においても基本指針等と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については表1-4のとおりである。

表1-4 基本指針における武力攻撃事態等の類型

類 型	武力攻撃事態等の特徴及び対応等の留意点
着上陸侵攻	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</li> <li>○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</li> <li>○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li> <li>○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li> </ul> <p>《対応の留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</li> </ul>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>《特 徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</li> </ul>

類 型	武力攻撃事態等の特徴及び対応等の留意点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、町、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、管区海上保安本部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
航空攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-5のとおりであり、町国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

表1-5 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等

区分	NBC兵器が使用された場合の対応等
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li> <li>○ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</li> <li>○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</li> <li>○ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul>
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>○ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</li> </ul>

区 分	N B C 兵器が使用された場合の対応等
化学兵器	<p>○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>○ このため、国、県及び町、双葉地方広域市町村圏組合消防本部等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

## 2 緊急対処事態の分類

### (1) 緊急対処事態の類型

基本指針及び県計画において、緊急対処事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、表1-6のとおりそれぞれ2つのパターンが示されており、町国民保護計画においても当該事態を対象として想定する。

表1-6 基本指針における緊急対処事態の類型

分類	区 分	事 態 例	被 害 の 概 要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<p>①原子力事業所等の破壊</p> <p>②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</p> <p>③危険物積載船への攻撃</p> <p>④ダム破壊</p>	<p>①原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。</li> <li>・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</li> </ul> <p>②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul> <p>③危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul> <p>④ダムが破壊された場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</li> </ul>
	多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	<p>①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</p> <p>②列車等の爆破</p>	<p>○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③水源地に対する毒素等の混入 ④市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	①放射性物質等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</li> <li>・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</li> <li>・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</li> </ul> ②③生物剤（毒素を含む。）による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。</li> <li>・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。</li> </ul> ④化学剤による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。</li> </ul>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	①航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(2) 緊急対処事態においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-5のとおりであり、町国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。